株式交換に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2026 年 11 月 4 日

平河ヒューテック株式会社

2026年11月4日

株式交換に係る事前開示事項

東京都港区芝四丁目17番5号
平河ヒューテック株式会社
代表取締役　篠　祐一

当社と吉野川電線株式会社（以下「吉野川電線」といいます。）は、それぞれ、2026年11月4日付けの取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、吉野川電線を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社は吉野川電線との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

吉野川電線は、2026年11月4日付けの取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

吉野川電線は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。

③ 自己株式の取得

吉野川電線は、2026年9月18日付けの臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における決議に基づき、同月30日付けで、特定の株主1名から、その発行する普通株式266,300株を総額355,936,580円と引き換えに取得する自己株式の取得を行いました。当該取得に係る1株当たりの支払金額は1,336.6円であるところ、当該金額は、以下④に定義する本株式併合を考慮すると、本株式交換比率を決定する前提となる吉野川電線の株式価値（別紙2ご参照）と同等の価格です。

④ 株式の併合

吉野川電線は、本臨時株主総会における決議に基づき、同年 10 月 1 日を効力発生日として、その発行する普通株式 1,000 株を 1 株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当社は、2026 年 11 月 4 日付けの取締役会において、吉野川電線との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記 1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙１　本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

平河ヒューテック株式会社（以下「**甲**」という。）及び吉野川電線株式会社（以下「**乙**」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条　（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する。

第 2 条　（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商　号：平河ヒューテック株式会社

住　所：東京都港区芝四丁目 17 番 5 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商　号：吉野川電線株式会社

住　所：香川県高松市小村町 331 番地

第 3 条　（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第 8 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 428.397 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき甲の株式 428.397 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条　（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し、甲の資本金及び資本準備金の額は変動しないものとする。

第 5 条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2026 年 12 月 21

日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議して合意の上、これを変更することができる。

第 6 条　（株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第 7 条　（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、2026 年 9 月 30 日時点における甲の株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 28 円又は甲及び乙が別途合意する金額を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第 8 条　（乙の自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までの乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第 9 条　（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 10 条　（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

(1) 効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認を受けられない場合

(2) 第 6 条第 1 項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられないとき

(3) 効力発生日の前日までに、本株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合

(4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第 11 条 （準拠法・管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議して合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年11月4日

甲　　東京都港区芝四丁目17番5号
平河ヒューテック株式会社
代表取締役社長　篠　祐一　　印

2026年11月4日

乙　香川県高松市小村町331番地
吉野川電線株式会社
代表取締役社長　小笠原　力　　印

別紙２　会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換に関して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関して、次のように判断しております。

1.　本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	吉野川電線 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	428.397
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：244,186 株（予定）	

（注１）本株式交換に係る割当比率

当社は、吉野川電線の普通株式（以下「吉野川電線株式」といいます。）1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）428.397 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が所有する吉野川電線株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及び吉野川電線が協議した上で、合意により変更されることがあります。

（注２）本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、当社が吉野川電線の発行済株式の全部（ただし、当社が所有する吉野川電線株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の吉野川電線の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、当社を除きます。）に対して、その所有する吉野川電線株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付する予定ですが、交付する当社株式は、当社が所有する自己株式 244,186 株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、吉野川電線は、本株式交換の効力発生日に先立って、取締役会の決議により、基準時の直前時点において所有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって吉野川電線が取得する自己株式を含みます。）の全部を基準時の直前時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付される当社株式の総数については、吉野川電線による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる吉野川電線の株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

（ⅰ）単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式とあわせて 1 単元（100 株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

（ⅱ）単元未満株式の買取制度（１単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求する

ことができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる吉野川電線の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理します。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

本株式併合の結果として、当社は吉野川電線の発行済み株式（自己株式を除きます。）の約 78.69%を保有するに至りました。当社と吉野川電線の間で真摯に協議した結果、本株式交換を実行し、吉野川電線を当社の完全子会社とすることで、吉野川電線において迅速かつ当社と一体となった意思決定が可能となり、その事業競争力の強化を図ることができ、当社グループ全体の企業価値の向上にも資するとの判断に至りました。

吉野川電線は、本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、当社及び吉野川電線から独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社（以下「青山トラスト会計社」といいます。）に対して、吉野川電線株式の価値の算定を依頼いたしました。そして、当社及び吉野川電線は、青山トラスト会計社による吉野川電線株式の価値の算定結果を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で株式交換比率について慎重に協議いたしました。

その上で、当社においては、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。また、吉野川電線においても同様に、本株式交換比率は妥当であり、吉野川電線の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は当社及び吉野川電線のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、それぞれ 2026 年 11 月 4 日付けの取締役会決議により、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及び吉野川電線が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

青山トラスト会計社は、当社及び吉野川電線から独立した算定機関であり、当社及び吉野川電線の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

当社株式の価値については、当社株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場していることから、市場価格を参考に算定を行いました。具体的には、本株式交換契約締結日にできる限り

近い時期の株価が本株式交換の効力発生時の株式の価値を反映しているものと考えられることから、2026年11月2日を算定基準日とし、算定基準日の終値を基に、1株当たり3,120円を採用することとしました。
吉野川電線株式の価値については、吉野川電線が非公開会社であり、市場株価が存在しないことから、①将来の事業活動の見通し（具体的には、2027年3月期から2031年3月期までの5年間に係る事業計画に基づく見通し）を評価に反映させるためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び②同社と比較的類似する事業を営む上場会社の収益性を示す財務指標との比較を評価に反映させるため類似上場会社法を採用し、これらを併用することとしており、青山トラスト会計社による算定結果は以下のとおりです。

・ DCF法 1株当たり1,308,000円～1,542,000円
・ 類似上場会社法 1株当たり1,166,000円～1,475,000円

当該算定結果を踏まえて、吉野川電線株式の1株当たりの株式価値は1,336,600円であると算定しておりますが、これはDCF法による算定結果及び類似上場会社法による算定結果のレンジの範囲内であり、また、青山トラスト会計社は当社及び吉野川電線から独立していることから、同社の算定結果に基づいて算出された吉野川電線の1株当たりの株式価値は、相当であると判断しております。
上記の各評価方法による当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、428.397となります。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

本株式交換による当社の普通株式の取得を通じて、引き続き当社グループの成長及び本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受いただくことが、吉野川電線の株主の皆様の利益に資すると考えられる一方、当社の普通株式は東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、本株式交換後、随時現金化の機会を確保できることから、本株式交換において当社株式が対価とされることは、吉野川電線の株主の皆様の利益の観点から望ましいスキームであると考えております。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定めの相当性に関する事項

本株式交換に際し、当社の資本金及び資本準備金の額は変動しません。かかる扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

別紙３

第 78 期 事 業 報 告

（２０２５年４月１日から
２０２６年３月31日まで）

1. 会社現況に関する事項

１ー1. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期における世界経済は、米国の動向に大きく左右される結果となり、年央までは関税政策における影響は一巡し、世界の GDP 成長率は 3%台と堅調な成長を見せておりましたが、2026 年に入った以降、南米および中東に対する地政学リスクが立て続けて発生し、特にナフサショックによりアジア圏、日本方面での物価高騰への影響が懸念されております。

主力であるロボット業界においては、市場全体では自動車分野での復調はなかったものの、一部、ＦＡ分野での半導体や国内工作機械メーカーの好調な外需がけん引している状況です。

当社の売上高は、電力会社向けケーブル事業は、ＢＣＰ対策方針に加え、銅建値の高騰要因により、前年比 85 百万円増の 535 百万円（前年比 119.1%）となりました。ロボットケーブル事業は、前年度からの一部得意先の好調に支えられ、前年比 618 百万円増の 2,445 百万円（前年比 133.9%）となりました。全体でも、ロボットケーブルがけん引する形となり、売上高は前年比 670 百万円増の 3,143 百万円（前年比 127.1%）となりました。

損益面では、ロボット市場における半導体などの特需要因に対して供給不足の状況となっていたが、社内加工・外注対応を増強させて対応した結果、経常利益は前年比 154 百万円増の 308 百万円（前年比 199.7%）、当期純利益は前年比 111 百万円増の 220 百万円（前年比 201.8%）となりました。

今後につきましては、地政学リスクなどマクロ経済での懸念事項は依然として残るものの、当社では、ロボット市場全体の回復フェーズに向けたボトルネック工程の拡充と収益改善プロジェクトへの取り組み強化、グループ連携強化とシナジーの追及を進め、さらなる販売及び生産体制の拡充、設備などの投資計画の適時実施を行ってまいります。

1－2. 設備投資及び資金調達についての状況

当期の設備投資につきましては、各工場内の暑熱対策設備などの投資を行い、投資額は129百万円となりました。この所要資金は、自己資金により調達いたしました。

1－3. 財産及び損益の状況

区　　分	2022年度 第75期	2023年度 第76期	2024年度 第77期	2025年度 第78期(当期)
売　上　高（百万円）	3,048	2,370	2,437	3,143
当期純利益（百万円）	254	93	109	220
１株当たり当期純利益	86円01銭	31円43銭	36円89銭	74円63銭
純　資　産（百万円）	4,193	4,496	4,560	4,945
総　資　産（百万円）	4,997	5,196	5,385	6,044

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

1－4. 主要な事業内容

当社は、電力ケーブル、ロボットケーブル、超極細同軸ケーブル並びにガス機器配管用フレキ管の製造、販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

製　品　名	記　号
電力ケーブル	
屋外配線用電線	ＤＶＲ．ＤＳ－ＤＶ
屋内配線用電線	ＩＶ．ＳＨＩＶ
ビニルコード	ＨＶＳＦ
電子機器用ＵＬ・ＣＳＡ	1007．1015
ロボットケーブル（モビロンタフケーブル）	
動力用ケーブル	材料別弊社記号
信号用ケーブル	［ＲＣＵ．ＲＦＶ
映像用ケーブル	ＲＦＵ．ＲＥＶ
各種複合ケーブル	ＲＥＵ．ＲＣＶ
各種ロボット用ハーネス加工	その他
その他超耐振型強靭電線	導体サイズ
各種銅合金導体　他	0.05㎟～38.0㎟］
超極細同軸ケーブル（クレストンケーブル）	
ガス機器配管用フレキ管（モレーヌ他）	短尺 長尺

1－5. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 営業所及び工場（2026年3月31日現在）

本社工場　　香川県高松市小村町３３１番地
さぬき工場　　香川県さぬき市昭和乙１８５－２５
東京支店　　東京都台東区浅草橋1-12-4（SCS ASAKUSABASHI 1-12-4）
名古屋支店　　愛知県名古屋市中区丸の内1－17－19（キリックス丸の内ビル）
台湾代表者事務所　台湾台北市大同區市民大道一段２０９號１１樓Ｍ２０６

② 使用人の状況（2026年3月31日現在）

区　分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男　性	71人	＋６人	42.2歳	17.86年
女　性	12人	＋１人	37.2歳	13.32年
計	83人	＋７人	42.3歳	17.20年

（注）従業員数は、就業人員により表示しております。

2. 株式に関する事項

2－1. 大株主の状況（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　　6,400,000株
② 発行済株式の総数　　3,352,841株（自己株式　400,295株を含む）
③ 事業年度末の株主数　　140名
④ 大株主（自己株式を除く）

株　主　名	持 株 数
平河ヒューテック株式会社	2,208,550
大昭興業株式会社	201,500
三木産業株式会社	178,125
株式会社四電工	146,250

2－2. 自己株式に関する重要な事項

①決算期における保有株式（2026年3月31日現在）

普通株式　　400,295株

3. 会社役員に関する事項

3－1. 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小笠原　力		
取　締　役	三　木　　緑		三木産業㈱代表取締役社長
取　締　役	篠　　祐一		平河ヒューテック㈱ 代表取締役　執行役員社長 ケーブル事業部長 福泰克香港有限公司　代表取締役
取　締　役	向井康二	製造部長 ｿﾘｭｰｼｮﾝ本部本部長	
取　締　役	田所修二	製造部長 ｿﾘｭｰｼｮﾝ本部副本部長	
取　締　役	長﨑正彦	技術開発部長 ｿﾘｭｰｼｮﾝ本部担当部長 品質保証部長	
監　査　役	星　　一昭		平河ヒューテック㈱　経理部長

（注）１．取締役三木緑氏、取締役篠祐一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役星一昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3－2. 取締役及び監査役の報酬

区　分	人　数	報酬等の額	摘　要
取　締　役	6人	33,792,029円	※使用人分含まず
監　査　役	1人	250,000円	※2025年7月以降なし
計	7人	34,042,029円	

（注）１．取締役の報酬限度額は、1998年6月26日付の第50期定時株主総会において年額72百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、1998年6月26日付の第50期定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。

貸 借 対 照 表

（2026年3月31日現在）

単位：千円

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,835,178**	**流動負債**	**703,931**
現金及び預金	1,973,100	買掛金	378,420
受取手形	1,108	未払金	126,493
電子記録債権	401,861	未払費用	42,740
売掛金	502,163	未払法人税等	61,888
製品	62,138	未払事業所税	10,433
原材料	265,527	未払消費税等	20,327
仕掛品	600,287	預り金	6,633
貯蔵品	2,771	賞与引当金	56,992
前払費用	12,325		
未収入金及び立替金	14,092	**固定負債**	**395,566**
その他	662	繰延税金負債	213,834
貸倒引当金	△ 861	退職給付引当金	144,807
		役員退職慰労引当金	36,925
固定資産	**2,209,371**		
有形固定資産	**1,162,440**	**負債合計**	**1,099,498**
建物	635,015		
構築物	37,034	**株主資本**	**4,302,395**
機械装置	157,737	資本金	404,426
車両運搬具	3,686	資本剰余金	324,534
工具器具備品	42,456	資本準備金	324,534
土地	272,025	利益剰余金	3,815,351
建設仮勘定	14,484	利益準備金	101,106
		別途積立金	1,500,000
無形固定資産	**13,765**	繰越利益剰余金	2,214,245
電話加入権	1,218	自己株式	△ 241,916
ソフトウェア	12,546		
投資その他の資産	**1,033,165**	**評価・換算差額等**	**642,655**
投資有価証券	1,016,051	その他有価証券評価差額金	642,655
その他	22,278		
貸倒引当金	△ 5,164	**純資産合計**	**4,945,051**
資産合計	**6,044,549**	**負債及び純資産合計**	**6,044,549**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2025年4月1日
至　2026年3月31日）

単位：千円

科　　目	金　　額	
営業収益		
売上高		3,143,130
営業費用		
売上原価	2,439,198	
売上総利益		703,931
販売費及び一般管理費	428,760	
営業利益		275,171
営業外収益		
受取利息及び配当金	37,229	
その他収益	2,720	39,950
営業外費用		
その他費用	6,659	6,659
経常利益		308,462
特別利益		
固定資産売却益	124	124
特別損失		
固定資産除却損	3,722	3,722
税引前当期純利益		304,864
法人税、住民税及び事業税		81,224
法人税等調整額		3,292
当期純利益		220,347

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2025年4月1日
至　2026年3月31日）

単位：千円

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年３月31日残高	404,426	324,534	101,106	1,500,000	2,023,498	3,624,605
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当					△ 29,601	△ 29,601
自己株取得						
当期純利益					220,347	220,347
別途積立金						
当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計					190,746	190,746
2026年３月31日残高	404,426	324,534	101,106	1,500,000	2,214,245	3,815,351

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2025年３月31日残高	△ 233,176	4,120,388	440,334	4,560,723
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当		△ 29,601		△ 29,601
自己株取得	△ 8,740	△ 8,740		△ 8,740
当期純利益		220,347		220,347
別途積立金				
当期変動額（純額）			202,321	202,321
事業年度中の変動額合計	△ 8,740	182,006	202,321	384,327
2026年３月31日残高	△ 241,916	4,302,395	642,655	4,945,051

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　子会社株式及び関連会社株式　　総平均法による原価法

⑵　その他有価証券

①　時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

②　時価のないもの　　総平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

原則、定率法を採用しております。

※なお、法人税法の改正に伴い、1998 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに 2006 年 3 月以降に編入した、さぬき工場資産（建物、建物附属設備及び構築物）については定額法を採用しております。
2016 年 4 月以降取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

４．引当金の計上方法

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去の実績等を勘案し回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑶　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

⑷　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく必要額の100％を計上しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法を採用しております。

Ⅱ．株主資本等変動計算書に関する注記

１．当該事業年度の末日における発行済株式の数　3,352,841株

２．当該事業年度の末日における自己株式の数　　400,295株

３．当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

2025年6月18日開催の定時株主総会において、次のとおり決議されました。

① 配当の総額　　29,601,460円
② 配当の原資　　利益剰余金
③ １株当りの配当額　　10円
④ 基　準　日　　2025年3月31日
⑤ 効力発生日　　2025年6月12日

（２）基準日が当該事業年度の属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの。

2026年6月18日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

① 配当の総額　　29,525,460円
② 配当の原資　　利益剰余金
③ １株当りの配当額　　10円
④ 基　準　日　　2026年3月31日
⑤ 効力発生日　　2026年6月19日

Ⅲ．その他の注記

１．配当制限

有価証券の時価評価により、純資産額に642,655千円を計上しております。
なお、当該金額は会社法第461条の規定により、配当に充当することが制限されております。

２．グループ通算制度に関する記載

種類	会社名	議決権	取引内容	取引額	科目	期末残高
親会社	平河ヒューテック株式会社	74.8%	ケーブル加工品の有償支給	9	売掛金	0
親会社	平河ヒューテック株式会社	74.8%	ケーブル加工品の有償支給	9	未収入金	5
親会社	平河ヒューテック株式会社	74.8%	ケーブル加工品の買戻し	13	外注費	0
親会社	平河ヒューテック株式会社	74.8%	ケーブル加工品の買戻し	60	買掛金	31
親会社	平河ヒューテック株式会社	74.8%	監査費用など	2	未払金	2

監査役監査報告書（謄本）

監　査　報　告　書

監査役は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年5月11日

吉野川電線株式会社

監査役　星　　一　昭　㊞